

『華陽国志』 卷七 劉後主志

200507 佐藤ひろお

任乃強校注『華陽国志校補図註』に基づいて、『華陽国志』を読解する。

■ 建興元（二二三）年

後主諱禪、字公嗣。先主太子。甘夫人所生也。襲位時年十七。

- ・卷三十三 後主伝：後主諱禪、字公嗣、先主子也。建安二十四年、先主為漢中王、立為王太子。……（章武）三年夏四月、先主殂于永安宮。五月、後主襲位於成都、時年十七。
- ・卷三十四 先主甘后伝：随先主於荊州、産後主。
- ・『三国志集解』によると、小名は阿斗（劉封伝）。一字を升之（明帝紀 太和二年注引『魏略』）

建興元年夏五月、後主即位。尊皇后〔吳氏〕曰皇太后。大赦、改元。於〔歲〕、魏黃初四年、吳黃武二年也。

- ・後主伝：五月、後主襲位於成都、時年十七。尊皇后曰皇太后。大赦、改元。是歲、魏黃初四（二二三）年也。
- ・卷三十四 先主穆后伝：先主穆皇后、陳留人也。……建興元年五月、後主即位、尊后為皇太后、称長樂宮。

立皇后張氏、車騎將軍〔張〕飛女也。封丞相亮武鄉侯。

- ・張皇后伝：後主敬哀皇后、車騎將軍張飛長女也。章武元年、納為太子妃。建興元年、立為皇后。十五年薨、葬南陵。
- ・諸葛亮伝：建興元年、①封亮武鄉侯、闕府治事。頃之、②又領益州牧、政事無巨細、咸決於亮。……且遣使聘吳、因結和親、遂為與國。
- ・佐藤：諸葛亮傳は「頃之」と、時の経過を示し（建興元年中かどうかは明らかにせず）、益州牧を領し、吳に使者を送ったと記す。『三国志集解』によると、使者は鄧芝。『通鑑』は、諸葛亮傳の「頃之」を省き、劉禪即位と諸葛亮の「領益州牧」を建興元年にまとめている。ところが『華陽國志』は、諸葛亮の「領益州牧」を翌建興二年としている。諸葛亮傳に見える「頃之」が年を跨いだことを示すなら、益州牧を領した時期について、諸葛亮傳も『華陽國志』も建興二年としていることになる。検討の余地があるが、司馬光は諸葛亮傳の「頃之」を顧みず、領益州牧を建興元年とした。任乃強校注は、『華陽國志』を正しいとし、翌年まで再三にわたり辞退していたとする。佐藤は任乃強説を疑わしいと考える。

中護軍李嚴假節、加光祿勳、封都鄉侯、督永安事。中軍師・衛尉魯國劉琰亦都鄉侯。中護軍趙雲〔為征南將軍、封永昌亭侯〕。

- ・卷四十 李嚴伝：（章武）三年、先主疾病、嚴与諸葛亮並受遺詔輔少主。以嚴為中都護、統内外軍事、留鎮永安。建興元年、封都鄉侯、假節、加光祿勳。佐藤：本文の「督永安事」が陳志と差異あり。陳志では「中都護」であるが、本文では「中護軍」。すぐ下に趙雲の「中護軍」があるため、混同が疑われる？
- ・卷四十 劉琰伝：劉琰字威碩、魯国人也。……後主立、封都鄉侯。班位每重李嚴、為衛尉・中軍師、後將軍、遷車騎將軍。佐藤：劉琰伝は都鄉侯に封じられた文のあとに、衛尉・中軍師、後將軍とあり本文と異なる。
- ・卷三十六 趙雲伝：建興元年、為中護軍・征南將軍、封永昌亭侯、遷鎮東將軍。

江州都督費觀、屯騎校尉・丞相長史王連、中部督襄陽向寵、

- ・『季漢輔臣贊』：贊費賓伯。賓伯、名觀、江夏鄆人也。……先主既定益州、拜為裨將軍、後為巴郡太守、江州都督。建興元年、封都亭侯、加振威將軍。佐藤：費觀は專伝を有さず、後主即位前後の官職がやや本文と異なる。

- ・卷四十一 王連伝：建興元年、拜屯騎校尉、領丞相長史、封平陽亭侯。佐藤：王連は平陽亭侯とされ、本文の都亭侯とは異なる。
- ・卷四十一 向寵伝：向朗、字巨達、襄陽宜城人也。……朗兄子寵、先主時為牙門將。秭歸之敗、寵當特完。建興元年、封都亭侯、後為中部督、典宿衛兵。佐藤：陳志では、中部督になったのは「後」のこと。

及魏延・吳懿皆封都亭侯。

- ・卷四十 魏延伝：先主踐尊号、進拜鎮北將軍。建興元年、封都亭侯。
- ・卷三十四 先主穆后伝：先主穆皇后、陳留人也。兄吳壹……建興元年五月、後主即位、尊后為皇太后、稱長樂宮。壹官至車騎將軍、封縣侯。佐藤：後主即位の時点で吳懿（吳壹）が都亭侯に封建されたことは列伝には見えない。最終的には県侯に至ったという。
- ・吳懿は、『季漢輔臣贊』に、「贊吳子遠。子遠、名壹、陳留人也。……建興八年与魏延、入南安界、破魏將費瑤、徙亭侯、進封高陽鄉侯、遷左將軍。十二年丞相亮卒、以壹、督漢中、車騎將軍、仮節、領雍州刺史、進封濟陽侯」とある。任乃強校注によると、『華陽国志』と一貫性を持たせるならば当該建興元年に都亭侯となり、建興八年、徙県の侯となり、建興十二年、濟陽県の侯となったと考えることができ、先主穆后伝には省略があるという理解が成り立つ。

楊洪・王謀等關内侯。

- ・卷四十一 楊洪伝：洪、建興元年、賜爵關内侯、復為蜀郡太守・忠節將軍、後為越騎校尉、領郡如故。佐藤：關内侯は一致。
- ・『季漢輔臣贊』：王元泰、名謀、漢嘉人也。有容止操行。……謀為少府。建興初、賜爵關内侯。後、代賴恭為太常。佐藤：關内侯は一致。
- ・任乃強校注によると、陳志が記す封侯はこれに止まらない。

南中諸郡並叛亂。亮以新遭大喪、未便加兵。

- ・任乃強校注によると、『華陽国志』南中志を参照。佐藤：常璩がここで完結するつもりがない記述ならば、要約の仕方を掘りさげても無益。

遣尚書南陽鄧芝固好於吳。

- ・後主伝は「尚書郎」に、鄧芝伝は「尚書」に作る。蜀時に尚書令がおり、その下に尚書郎がおり、尚書郎を省いて「尚書」ともいう。字の脱落はなく「尚書」でよい。
- ・卷四十五 鄧芝伝：入為尚書。先主薨於永安。……權乃見之、語芝曰「孤誠願与蜀和親。然恐、蜀主幼弱、国小勢偏、為魏所乘、不自保全。以此猶豫耳……」と開始される。

吳主孫權曰、「吾誠願與蜀和親。但主幼國小、慮不自存」。芝對曰、「吳蜀二國、〔四州〕之地。吳有三江之阻、蜀有重險之固。大王命世之英、諸葛一時之（榮）〔傑〕。合此二長、共為唇齒、進可兼并天下、退可鼎足而峙。大王如臣服於魏、魏則上望大王入朝、其次求太子入侍。若其不從、則奉辭伐叛。蜀必順流、見可而進。如此、江南之地非復大王之有也」。吳主大悅、與蜀和報、使聘歲通。

- ・「諸葛」のあとに華陽国志は「亮」がない。鄧芝伝に基づき「四州」を補うことができる。「和報」を「和親」とする本もあるが、鄧芝伝と直接的な対応箇所はない。
- ・鄧芝伝：權乃見之、語芝曰、「孤誠願与蜀和親。然恐、蜀主幼弱、国小勢偏、為魏所乘、不自保全。以此猶豫耳」。芝對曰、「吳蜀二国、四州之地。大王命世之英、諸葛亮亦一時之傑也。蜀有重險之固。吳、有三江之阻。合此二長、共為唇齒、進可并兼天下、退可鼎足而立。此理之自然也。大王今若委質於魏、魏必上望大王之入朝、下求太子之内侍。若不從命、則奉辭伐叛。蜀必順流、見可而進。如此、江南之地、非復大王之有也」。權默然良久、曰、「君言、是也」。遂自絶魏、与蜀連和。 → 佐藤：華陽国志は、鄧芝伝の文言を要約したものか。

芝後累往。權曰、「若滅魏之後、二主分治、不亦樂乎」。芝對曰、「滅魏之後、大王未深識天命者、戰爭方始耳」。權曰、「君之誠懇、乃至於此」。書與亮曰、「丁宏揆張、陰化不(實)〔盡〕、和合二國、惟有鄧芝」。

- ・「丁宏」を「丁宏」に作る本もある。「揆張」は意味が取りにくい、鄧芝伝に由来するか。
- ・鄧芝伝：遣張温報聘於蜀。蜀復令芝重往、權謂芝曰、「若天下太平、二主分治。不亦樂乎」。芝對曰「夫天無二日、土無二王。如并魏之後、大王未深識天命者也。君各茂其德。臣各尽其忠。將提枹鼓則戰爭方始耳」。權大笑曰「君之誠款、乃当爾邪」。權与亮書曰、「丁宏揆張、陰化不尽。和合二国、唯有鄧芝」。及亮北住漢中、以芝為中監軍、揚武將軍。
- ・佐藤：鄧芝伝では「復」た鄧芝が行くが、華陽国志では「累」ねて行く。鄧芝伝の「大笑」は省かれた。なお鄧芝は複数回、呉への使者となるが、時期の下限は、鄧芝伝は諸葛亮が漢中に行くまで。必ずしも鄧芝伝の記事が建興元年に収まると見なすことはできず、華陽国志が割り切って年内に置いた可能性がある。
- ・任乃強校注によると、本文から察するに、鄧艾の訪呉は二回に止まらない。建興十二年、諸葛亮が卒すると、鄧芝は江州都督となり、「権数与芝相聞、饋遺優渥」とあるため、呉とのパイプの太さが窺われる。鄧芝伝に従い加えた「四州」は、揚・荊・交・益州を指す。揆張は文意未詳であるが、陰化は蒋琬伝に見える人名。『蜀典』に引く『漢黃龍甘露碑』に「武陽令の陰化」「陰化を武陽令とする」と見えるが、蜀志（陳志）に見えない。

■ 建興二（二二四）年

二年、丞相亮開府、領益州牧。事無巨細、咸決於亮。

- ・諸葛亮伝に「建興元年、封亮武郷侯、開府治事。頃之、又領益州牧、政事無巨細、咸決於亮。…且遣使聘吳、因結和親、遂為與國」と、時期に差異があることはすでに触れた。

亮乃撫百姓、示儀軌、約官職、從權制。盡忠益時者、雖仇尽忠益時者、雖讎必賞。犯法怠慢者、雖親必罰。服罪輸情者、雖重必釋。遊辭巧飾者、雖親必戮。善無微而不賞、惡無纖而不貶。庶事精練、物究其本。循名責實、虛偽不齒。終乎封域之內、畏而愛之。刑政雖峻而無怨者、以其用心平、勸戒明也。

- ・諸葛亮伝の評を引用したもので、新規性はない。評に「諸葛亮之為相国也、撫百姓、示儀軌、約官職、從權制、開誠心、布公道。尽忠益時者、雖讎必賞。犯法怠慢者、雖親必罰。服罪輸情者、雖重必積。游辭巧飾者、雖輕必戮。善無微而不賞。惡無纖而不貶。庶事精練、物理其本、循名責實、虛偽不齒。終於邦域之内、咸畏而愛之。刑政雖峻而無怨者、以其用心平、而勸戒明也」。陳志は「究」を「理」に作り、「畏」の前に「咸」があるなど。
- ・任乃強校注によると、常璩が諸葛亮伝の評を変更したのか、伝写で変化したのか確定不能。常璩に特段の変更の意思がなかった可能性もあるという。

辟尚書郎蔣琬及廣漢李邵、巴西馬(勳)〔齊〕為掾、南陽宗預為主簿、皆德舉也。

- ・卷四十四 蔣琬伝に「先主為漢中王、琬入為尚書郎。建興元年、丞相亮開府、辟琬為東曹掾」とある。開府は建興元年であり（華陽国志は誤りが疑われる）、蔣琬が辟されたのも建興元年（本文の前年）ではないか。尚書郎から、丞相府の掾となったのは一致する。
- ・『季漢輔臣贊』に李永南がみえ、「永南、名邵、広漢郡人也。先主定蜀後、為州書佐部從事。建興元年、丞相亮辟為西曹掾」とある。李邵は、やはり建興元年、丞相府に辟された。
- ・『季漢輔臣贊』に基づき、「勳」を「齊」に改める。「承伯、名齊。…巴西閬中人也。…建興中、從事丞相掾」とある。ただし、『季漢輔臣贊』に馬勳も見え、「馬盛衡……盛衡、名勳。……勳、劉璋時為州書佐、先主定蜀、辟為左將軍屬、後轉州別駕從事、卒」とあり、この時点ですでに故人。『季漢輔臣贊』に「馬盛衡・馬承伯」と連続して載っているため、混同されたか。
- ・卷四十五 宗預伝：建興初、丞相亮、以為主簿、遷參軍右中郎將。

- ・佐藤：華陽国志はいずれも「徳挙」（徳もて挙ぐ？）であるとするが、出典不明。

秦宓為別駕、犍為五梁為功曹、梓潼杜微為主簿、皆州俊彥也。

- ・卷三十八 秦宓伝に「建興二年、丞相亮領益州牧、選宓迎為別駕、尋拜左中郎將、長水校尉」とあり、こちらは建興二年と確定されている。別駕は一致。
- ・五梁は、姓が五もしくは伍で揺れている。姓を王に作る本もあるが誤り。卷四十二 杜微伝に「建興二年、丞相亮領益州牧、選迎皆妙簡旧徳、以秦宓為別駕、五梁為功曹、微為主簿。微固辞、舉而致之」とあり、秦宓にも言及があるうえ、功曹という官位も一致。顧廣圻校注によると、（常璩『先賢志』の「贊」と『士女目錄』では「伍梁」に作っている。
- ・任乃強校注によると、杜微伝に、五梁が州（益州牧の諸葛亮）の府掾になったという記述はない。『華陽国志』卷十 先賢志に「諸葛亮（辟）為功曹、遷五官中郎將」とあり、常璩の仕事として共通している。直接的には『耆旧伝』に依ったか。佐藤：『耆旧伝』のどこ？
- ・上に引いた杜微伝により、同時に杜微が主簿になったと分かる。かれらが益州の「俊彥」であることは、常璩によるコメント。任乃強校注によると、益州牧となった諸葛亮が新たに州府に辟して官属とした。

而江夏費禕、南郡董允、郭攸之始為侍郎、贊揚日月。

- ・任乃強校注によると、費禕・董允・郭攸之は、諸葛亮があらたに宮中に辟した官であり、いずれも出師の表に見える。
- ・卷四十四 費禕伝に「先主立太子、禕与允俱為舍人、遷庶子。後主踐位、為黃門侍郎。丞相亮南征還、羣寮於数十里逢迎」とあるが、『華陽国志』にある侍郎は「黃門侍郎」に対応するか。
- ・卷三十九 董允伝に「後主襲位、遷黃門侍郎」とあり、やはり「黃門侍郎」に対応するか。
- ・同じく董允伝に郭攸之の事績が見えるが、侍郎は発見できず。

吳遣中郎將張溫來聘、報鄧芝也。將返、命百官餞焉。惟秦宓未往、亮累催之。溫問曰、彼何人也。亮曰、益州學士也。及至、溫問宓曰、君學乎。答曰、五尺童子皆學、何況小人。溫曰、天有頭乎、在何方也。宓曰、詩云、乃眷西顧。知其在西。又曰、天有耳乎。宓曰、詩不云乎、鶴鳴九皋、聲聞於天。若無其耳、何以聽之。又曰、天有足乎。曰、詩不云乎、天步艱難、之子不猶。若其無足、何以步之。又曰、天有姓乎。曰、姓劉。何以知之。曰、其子姓劉。又曰、日生於東乎。曰、雖生於東、終沒於西。答問如響之應聲、溫大敬服。宓亦尋遷右中郎將、長水校尉、大司農。

- ・卷三十八 秦宓伝：建興二年、丞相亮領益州牧、選宓迎為別駕、尋拜左中郎將、長水校尉。吳遣使張溫來聘、百官皆往餞焉。衆人皆集而宓未往、亮累遣使促之。溫曰「彼何人也。」……答問如響、応声而出。於是、溫大敬服。宓之文辯、皆此類也。遷大司農、四年卒。
- ・張溫との受け答えは、秦宓伝に基づいたものであり新規性はない。秦宓伝では「左中郎將、長水校尉」となり、その後、大司農に遷ったとする。他方、『華陽国志』では、受け答えのあとに「尋いで右中郎將、長水校尉に遷り」とある。左右の官名が異なり、記述の順序も異なる。
- ・佐藤：後主伝は「(建興) 二年春、務農殖穀、閉關息民」とあるが、華陽国志は採用せず。

■ 建興三（二二五）年

三年春、長水校尉廖立坐謗訕朝廷、〔廢為民〕、(改) 徙汶山。立自荊州、與龐統並見知、而性傲侮。後更冗散怨望、故致黜廢。

- ・原文は「改徙汶山」であるが、卷四十 廖立伝は「廢立為民、徙汶山郡」であり、誤って伝わり

「民」が「改」に変じたものと考え、陳志にもどす。

- ・廖立伝では「後主襲位、徙長水校尉」と官位が定まり、「後」に丞相掾李邵・蔣琬に待遇への不平を漏らしたとあり、かれの処分が決定したとある。建興三年春の決め手は未詳。諸葛亮が南征に出発するのは三月であり（後主伝）その前に片付くならば、春となるか。

三月、亮南征四郡、以弘農太守楊儀為參軍、從行、〔署府事〕。歩兵校尉襄陽向朗為長史、統留府事。

- ・任乃強校注によると、諸葛亮が南征するとき、随行した府属の官吏はとても多く、蔣琬・費詩など（費詩伝に「建興三年、随諸葛亮南行、歸至漢陽郡」とある）。王義彊（王士）・龔德緒（龔禄）は、『季漢輔臣贊』に「南征」に従ったと見える。楊儀のみを載せたのは脱文があるか。
- ・楊儀伝：興三年丞相亮、以為參軍、署府事、將南行。
- ・任乃強校注によると、向朗の「統留府事」に対応させるならば、楊儀は「統行府事」となる（楊儀伝に踏まえるならば、上記のように「署府事」となる。「留府」とは成都の丞相府での機構であり、「行府」は出張先の丞相府の機構。楊儀伝の「將南行」とは、諸葛亮が南征しようとしたときに、の意味。
- ・卷四十一 向朗伝に「後主踐阼、為歩兵校尉、代王連領丞相長史。丞相亮南征、朗留統後事」とあるが、任乃強校注によると「留統後事」を常璩が書き変えている。

秋、南中平。軍資所出、國以富饒。

- ・南中四郡を平定したことは南中志を参照。

冬、亮還至漢陽、與魏降人李鴻相見、說新城太守孟達委仰於亮無已。亮方北圖、欲招達為外援、謂參軍蔣琬、從事費詩曰、「歸、當有書與子度相聞」。〔對〕〔詩〕曰、「孟達小子、昔事振威、不忠。後奉先帝、背叛。反覆之人、何足與書。」亮不答。詩數率意而言、故陵遲於世。

- ・「招」を「推」に作る本もある。「奉」を「事（つかふ）」に作る本もある。次に載せる費詩伝では、「後又背叛先主」に対応する箇所やや華陽国志が冗長。
- ・後主伝に「三年春三月。丞相亮、南征四郡、四郡皆平。改益州郡為建寧郡。分建寧永昌郡、為雲南郡。又分建寧牂牁、為興古郡。十二月、亮還成都」とあり、十二月に成都に帰還したことは分かる。漢陽で李鴻に会ったこと（この段落）は、費詩伝に基づくであろう。
- ・卷四十一 費詩伝：建興三年、随諸葛亮南行、歸至漢陽郡。降人李鴻、來詣亮。亮見鴻、時蔣琬與詩在坐。鴻曰「間過孟達許、適見王冲從南來。言往者達之去就、明公切齒、欲誅達妻子、頼先主不聽耳。達曰『諸葛亮、見顧有本末。終不爾也』」尽不信冲言。委仰明公、無復已已」亮、謂琬詩曰「還都、當有書與子度、相聞」詩進曰「孟達小子。昔、事振威不忠、後又背叛先主。反覆之人、何足與書邪」亮默然不答。亮欲誘達以為外援、竟與達書……。
- ・小注があり「率意・陵遲の語は、蜀志の陳寿評に見える」という。陳寿の評は「費詩率意而言。皆有可紀焉。以先主之広濟諸葛之準繩、詩吐直言猶用陵遲。況庸后乎哉」である。任乃強校注によると、「陵遲」は『荀子』宥座篇に見える。後世の極刑に「陵遲処死」がある。

十有二月、亮至、群官皆道迎、而亮命侍郎費禕參乘。禕官小年幼、眾士於是莫不易觀。

- ・「群」を「郡」に作る本もある。
- ・十二月に諸葛亮が帰還したことは、後主伝に「十二月、亮還成都」とある。
- ・卷四十四 費禕伝に「丞相亮南征還、羣寮於数十里逢迎。年位多在禕右、而亮特命禕同載、由是衆人莫不易觀。亮以初從南歸、以禕為昭信校尉、使吳。」とあり、見送りと出迎えをし、諸葛亮に特別扱いされたことが常璩にアレンジされている。

■建興四（二二六）年

四年、永安都護李嚴還督江州、城巴（部）〔郡〕大城。李嚴更作大城、見巴志。以征西將軍汝南陳到督永安、封亭侯。是歲、魏文帝崩。明帝立。

- ・「部」を「郡」に改めるが、「都」に作る本もある。「城」も「大城」もなく「巴郡」だけの本もある。
- ・任乃強校注によると、李嚴は永安より江州都督に転任すると、大城を築いたとある（華陽国志の巴志を参照）。後主伝でも「四年春、都護李嚴、自永安還、住江州、築大城」とあり、建興四年に大城を築いたとあって整合している。
- ・陳到は『季漢輔臣贊』に見え、「陳叔至、叔至、名到、汝南人也。自豫州隨先主、名位常重趙雲、俱以忠勇稱。建興初、官至永安都督・征西將軍、封亭侯。鎮南粗強、監軍尚篤、並豫戎任、任自封裔」とあり、征西將軍が見える。常璩の理解では、永安都督と征西將軍との兼務か。
- ・魏の文帝曹丕は、黄初七（二二六）年、五月に崩御した。

■建興五（二二七）年

五年、魏太和元年也。春、丞相亮將北伐、上疏曰、……

- ・前出師の表は、『三国志』諸葛亮伝を削ったものなので校勘を省く
『全訳三国志』は『華陽国志』との校勘はしていなかった。

二月、亮出屯漢中、營沔北、陽平（石）〔白〕馬。以鎮北將軍魏延為司馬。

- ・後主伝は「石馬」とするが、『水経注』卷二十七 沔水に「沔水又東逕白馬戍南、澧水入焉。水北發武都氏中、南逕張魯城東」とあることに従い、改めるべきという。
- ・後主伝は「五年春、丞相亮、出屯漢中、營沔北陽平石馬」とあり、たしかに「石馬」。
『全訳三国志』後主志は「石馬」のまま、陝西省勉県の東とする。
裴注に劉禪が出征を命ずる詔を載せるが、三月とされる。『華陽国志』の二月は独自情報？
- ・卷四十 魏延伝に「先主踐尊号、進拜鎮北將軍。建興元年、封都亭侯。五年、諸葛亮駐漢中、更以延為督前部、領丞相司馬、涼州刺史」とあり整合しないではないが、官位の重点はそこか。

■建興六（二二八）年

六年春、丞相亮揚聲言由斜谷道取郿、使鎮東將軍趙雲、中監軍鄧芝據箕谷為疑軍。魏大將軍曹真舉眾當之。亮身率大眾攻祁山。賞罰肅而號令明。天水、南安、安定三郡叛魏應亮、關中響震。

- ・諸葛亮伝：六年春、揚聲由斜谷道取郿、使趙雲・鄧芝為疑軍拋箕谷、魏大將軍曹真舉眾拒之。亮身率諸軍攻祁山、戎陳整齊、賞罰肅而號令明。南安、天水、安定三郡叛魏、應亮、關中響震。
- ・佐藤：趙雲を鎮東將軍、鄧芝を中監軍とするのが諸葛亮伝より多い。趙雲伝に「建興元年、為中護軍、征南將軍、封永昌亭侯、遷鎮東將軍。五年隨諸葛亮、駐漢中」とあり、官位はこれ。

魏明帝西鎮長安、命張郃拒亮。

- ・任乃強校注はいう。『通鑑』卷七十一は、明帝が曹真・張郃を派遣したことを、長安行幸より前に置いている。丁未（明帝紀にいう長安行幸、「正月」より後ろ）から、四月丁酉（明帝紀にいう洛陽帰還）まで、五十日あるいは百十日であり、一ヵ月餘もしくは三ヶ月餘。明帝紀は正月の条に丁未を繋ぐ（ように見える）から、正月に長安に向かった。ときに曹真是許県におり、張郃

は江陵を攻めていた。魏の明帝と同時に長安に入ったのだろう。ゆえに蜀人は、明帝が長安に出鎮し張郃を派遣したように見えたのだろう。『陳志』明帝紀は明らかに誤りである。『華陽国志』の書き方は誤りを免れている。

亮使參軍襄陽馬謖、裨將軍巴西王平及張休〔沐〕・李盛・黃襲等在前、違亮節度、為郃所破。平獨斂眾為殿。

- ・諸葛亮伝：魏明帝、西鎮長安、命張郃拒亮。亮使馬謖督諸軍在前、与郃戰于街亭。謖、違亮節度、挙動失宜、大為郃所破。→馬謖が「參軍」であることが諸葛亮伝より多い
- ・卷四十三 王平伝：因降先主、拜牙門將、裨將軍。建興六年、属參軍馬謖先鋒。謖舍水上山、挙措煩擾。平、連規諫謖、謖不能用、大敗於街亭。衆尽星散、惟平所領千人鳴鼓自持、魏將張郃疑其伏兵、不往逼也。於是、平、徐徐収合諸營遺迸、率將士而還。丞相亮、既誅馬謖及將軍張休・李盛、奪將軍黃襲等兵。平、特見崇頭、加拜參軍、統五部兼當營事、進位討寇將軍、封亭侯。
- ・佐藤：王平伝より、馬謖とともに張休・李盛・黃襲が同じ軍にいたことが分かる。黃襲は兵を奪われる者として現れるが、奪われるのは所属が近いから。
- ・任乃強校注はいう。この書きぶりなら、張休・李盛・黃襲も、巴西のひとで裨將軍か。常璩は初出のとき官名と本貫を記すが、「及」で繋いでいるからまとめて掛かるか。→疑わしい
- ・王平伝に基づき「沐」を「休」に改められるか。
- ・張休は『三州士女目録』に見え、漢嘉のひと、官は雲南太守に至ると。『季漢輔臣贊』に、大將軍の蔣琬が、漢嘉の張休に「王元泰に匹敵するのは誰か」と質問する文があり、漢嘉の張休が諸葛亮の没後も生き残っているから別人。→漢嘉の張休でなく、巴西の張休は別にいた？
- ・『華陽国志』の伝える張沐が正しく、王平伝の「張休」が漢嘉のひととの混同か？→不明

而雲、芝亦不利。亮拔將西縣千餘家還漢中、戮謖及休〔沐〕・盛以謝眾、奪襲兵、貶雲秩。

- ・趙雲伝：明年、亮出軍、揚声由斜谷道。曹真遣大衆当之。亮、令雲与鄧芝、往拒、而身攻祁山。雲芝兵弱敵疆、失利於箕谷。然、斂衆固守、不至大敗。軍退、貶為鎮軍將軍。
- ・諸葛亮伝：亮、拔西縣千餘家、還于漢中。戮謖、以謝衆。馬謖だけでなく、王平伝に基づき、配下の張休・李盛、黃襲も一緒に処罰されたと諸葛亮伝に繋いでいる。

長史向朗以不時臧否、免罷。超遷平參軍、進位討寇將軍、封亭侯、統（軍）五（年）〔部軍〕。

- ・卷四十一 向朗伝：五年、隨亮漢中。朗素与馬謖善、謖逃亡、朗知情不舉。亮恨之、免官還成都。臧否は善悪のこと。任乃強によると、向朗は馬謖と同県で才能を惜しんだが、諸葛亮の法規運用が厳格なため許されぬと思い逃亡を勧めた。ゆえに諸葛亮に怨まれた。馬謖は隠れたがほどなく出頭し、刑を受けた。ゆえに諸葛亮が向朗を免じた上表に「不時臧否」とだけ婉曲的に表現し、馬謖逃亡のことを避けたのだろう。蜀地方に上表が伝わり、『華陽国志』のこの文になったか。佐藤が考えるに、常璩が『三国志』を要約しただけではないか。判定不能。「時（とき-あり）」と読み、時宜に適う。「臧否に時あらざるを以て、免罷せらる」
- ・校勘が混乱しているが、王平伝に基づく。「平、特見崇頭、加拜參軍、統五部兼當營事、進位討寇將軍、封亭侯」とある。『華陽国志』南中志に「移南中勁卒青羌萬餘家於蜀、為五部」とあり、王平が編成したのはこれと思われるが、裴注にない。

亮上疏曰、「臣以弱才、叨竊非據、親秉旄鉞以厲三軍、不能訓章明法、臨事而懼、至有街亭違令之闕、箕谷不戒之失、咎皆在臣。臣授任無方。春秋責帥、職臣是當。請自貶三等、以督厥咎。」於是以亮為右將軍、行丞相事。

- ・『三国志』は「職臣」を「臣職」に作る。
- ・諸葛亮伝：戮謖、以謝衆。上疏曰「臣以弱才、……以督厥咎」於是、以亮為右將軍、行丞相事、所總統如前。

辟天水姜維為倉曹掾、加奉義將軍、封當陽亭侯。亮書與長史張裔、參軍蔣琬、稱維曰：「姜伯約西州上士、馬季常、李永南不如也。」

- ・亮、辟維為倉曹掾、加奉義將軍、封當陽亭侯、時年二十七。亮、与留府長史張裔、參軍蔣琬、書曰「姜伯約、忠勤時事、思慮精密。考其所有、永南季常諸人不如也。其人、涼州上士也」
- ・佐藤：もとの台詞はあざなだけなのに、常璩が姓を足している

冬、亮復出散關、圍陳倉。糧盡還。魏將王雙追亮。亮合戰、斬雙。

- ・諸葛亮伝：冬、亮復出散關、圍陳倉。曹真拒之、亮糧尽而還。魏將王雙率騎追亮、亮与戦、破之、斬雙。
- ・後主伝：冬、復出散關、圍陳倉、糧尽退。魏將王雙、率軍追亮、亮与戦、破之、斬雙、還漢中。
- ・『通鑑』卷七十一は「南鄭」の地を省いている（任乃強の指摘）

■ 建興七（二三一）年

七年春、丞相亮遣護軍陳式攻武都、陰平。魏雍州刺史郭淮出將擊式。亮自至建威、淮退、遂平二郡。後主詔策亮曰：「街亭之敗、咎由馬謖、而君引愆、深自抑損。重違君意、聽順所守。前年耀師、馘斬王雙。今歲爰征、郭淮遯走。降集氐羌、興復二郡。威震凶暴、功勳赫然。復君丞相、君其無辭。」

- ・諸葛亮伝：七年、亮遣陳式攻武都、陰平。魏雍州刺史郭淮率衆、欲擊式。亮自出、至建威。淮、退還。遂平二郡。詔策亮曰「街亭之役、咎由馬謖。而君引愆、深自貶抑、重違君意、聽順所守。前年耀師、馘斬王雙。今歲爰征、郭淮遁走。降集氐羌、興復二郡、威鎮凶暴、功勳顯然。方今天下騷擾、元惡未梟、君受大任、幹国之重。而久自挹損、非所以光揚洪烈矣。今、復君丞相、君其勿辭。」
- ・陳式は、陳戒に作る『華陽国志』・『三国志』の版本もある。字形が近い。街亭の敗は、『三国志』では「街亭の役」に作る。常璩による置換だろう。「抑損」は、『三国志』では「貶抑」に作る。「赫然」のあとに、『三国志』は文が続く。

夏四月、吳主孫權稱尊、遣衛尉陳震慶問。吳與蜀約分天下。冬、城漢、樂。

- ・吳主伝：夏四月夏口武昌並言、黃龍鳳凰見。丙申、南郊即皇帝位……。六月蜀遣衛尉陳震、慶權踐位。權、乃參分天下、豫青徐幽屬吳、兗冀并涼屬蜀。其司州之土、以函谷關為界。
→ 孫權のことは『華陽国志』に優位性がないからいいや。
- ・後主伝：冬、亮徙府營、於南山下原上、築漢・樂二城。是歲孫權、稱帝、与蜀約盟、共交分天下。
- ・任乃強は「南山下原上」を『水経注』で注釈しているが、漢中志を見よと。「漢・樂」の出典が後主伝であることは確認できたので、よし。

■ 建興八（二三〇）年

八年春、丞相亮以參軍楊儀為長史、加綏遠將軍。遷姜維護軍、征西將軍。

- ・卷四十 楊儀伝：八年遷長史、加綏軍將軍。亮数出軍… →『三国志』では水軍
- ・姜維伝：後、遷中監軍征西將軍。とあって、列伝では、いつ征西將軍になったのか分からない。列伝では、次に諸葛亮が没した記事まで飛ぶ。

秋、魏大將軍司馬宣王由西城、征西車騎將軍張郃由子午、大司馬曹真由斜谷、三道將攻漢中。丞相亮軍成固・〔赤阪〕、表進江州都護李嚴驃騎將軍、將二萬人赴漢中。

- ・「成固」は「城固」に作る本があり、唐代以降の地理書では「城」になった。後主伝に基づき、「赤阪」を補うべきという。
- ・後主伝：八年秋。魏、使司馬懿由西城、張郃由子午、曹真由斜谷、欲攻漢中。丞相亮、待之於**城固**、**赤阪**。大雨道絶、真等皆還。→ 任乃強によると諸葛亮は攻め込まれた三つの経路のうち、司馬懿・張郃は手強いと分かっていたから、自ら赤阪を選んで食い止めにいったと。

嚴初求以五郡為巴州。書告亮、言魏大臣陳群、司馬懿並開府。亮乃加嚴中都護。以嚴子豐為江州都督。

- ・「嚴初～中都護（李嚴はこれより先～中都護になっていた）」は、もとは常璩が作った本注であったが、繰り上がって本文のようになったという。思うに「初」という時系列の遡及を許さないならば、『通鑑』は本注ばかりである。
- ・李嚴の子は、『華陽国志』巴志では「李農」になっているが誤りでよし。
- ・李嚴伝に、諸葛亮が事後的に振り返った文があり、「平、説司馬懿等**開府**辟召。臣知平鄙情、欲因行之際偏臣取利也。是以、表平子豐督主江州、隆崇其遇、以取一時之務」と怨む。

大雨、道絶、真等還。丞相亮以當西**〔北〕**〔出〕征、因留嚴漢中、**署留府事**。嚴改名平。

- ・「北」を「先」に作る本がある。『三国志』諸葛亮伝に「去年臣欲**西征**、欲令平主督漢中」と振り返っており、李嚴伝によると「**西出征**」とあり、後ろに「祁山に出る」とあるから、方角は西であっている。正解が定まらないが「出」にすれば議論無用
- ・李嚴伝に「八年、遷驃騎將軍。以曹真欲三道向漢川、亮命嚴將二万人赴漢中。亮表嚴子豐、為江州都督督軍、典嚴後事。亮、以明年当出軍、命嚴以中都護**署府事**。嚴、改名為平」とあり、『華陽国志』の「署留府事」と対応している。
- ・任乃強によると、この「留府」とは、沔陽の丞相行府。ここで隴蜀の政務をとる。沔陽の「留府」に対し、成都は「居府」であり、上文より蔣琬が居府（成都の丞相府）を預かっていることが分かる。常璩は、**李嚴伝の「中都護」を切り取って前に移している**。

丞相司馬魏延、將軍吳懿西入羌中、大破魏**後將軍費曜**・**雍州刺史郭淮**於陽谿。延遷**前軍師**・**鎮西將軍**、封南鄭侯。懿**左將軍**、高陽鄉侯。

- ・費曜と費耀はさまざま。陽谿を陽谿に作るものも。
- ・魏延伝：五年、諸葛亮駐漢中、更以延為督前部、領丞相司馬、涼州刺史。……**魏後將軍費瑤**、**雍州刺史郭淮**、与延戰于陽谿。延大破淮等、遷為**前軍師征西大將軍**、假節、進封南鄭侯。
→ 魏延の主な肩書きが丞相司馬というの。諸葛亮との統属関係を前面に出したから？
魏延伝は「鎮西大將軍」だが『華陽国志』は「大」字がない。
- ・季漢輔臣贊：建興八年、與魏延入南安界、破魏將費瑤、徙亭侯、進封高陽鄉侯、遷**左將軍**。
- ・任乃強によると、後主伝・明帝紀にない戦い。『通鑑』も載せない。『漢晋春秋』に「亮分兵留攻、自逆宣王于上邽。郭淮、費曜等徼亮、亮破之、因大芟刈其麦、与宣王遇于上邽之東、斂兵依險、軍不得交、亮引而還」とあり、裴注は諸葛亮伝 建興九年に繋いでいるが繋年の根拠は未詳。（翌建興九年）諸葛亮が祁山を攻める前

徙魯王永為甘陵王、梁王理為安平王、皆以魯、梁在**吳分**故也。

- ・後主伝：是歲、魏延破魏雍州刺史郭淮于陽谿。徙魯王永、為甘陵王。梁王理、為安平王。皆、以魯梁在**吳分**界故也。

■ 建興九（二三一）年

九年春、丞相亮復出圍祁山。始以**木牛**運。參軍王平守**南圍**。司馬宣王拒亮、張郃拒

平。亮慮糧運不繼、設**三策**告都護李平曰：「上計斷其後道。中計與之持久。下計還住黃土。

- ・諸葛亮伝：九年、亮復出祁山。以木牛運、糧尽退軍。与魏将張郃交戦、射殺郃〔二〕。
- ・後主伝：九年春二月。亮復出軍、困祁山。始以木牛、運。魏司馬懿張郃、救祁山。夏六月亮糧尽、過軍。郃、追至青封、与亮交戦、被箭死。秋八月、都護李平、廢、徙梓潼郡。
- ・卷四十三 王平伝：九年亮困祁山、平別守**南圍**。魏大將軍司馬宣王攻亮、張郃攻平。平、堅守不動、郃不能克。
- ・任乃強は南圍についていう。祁山の南で、南岬ともいう。『水経注』卷二十に「南岬」とある。
- ・「**三策**」という表現は、『三国志』に見えない。上中下で行ったのも。『三国志』で「中計」の語が出てくるのは、龐統伝のみ。
- ・李嚴伝：九年春、亮軍祁山。平、催督運事。秋夏之際、值天霖雨、運糧不繼。平遣參軍狐忠、督軍成藩、喻指呼亮來還。亮承以退軍。平、聞軍退、乃更陽驚、説「軍糧饒足、何以便歸」欲以解己不辦之責、顯亮不進之愆也。
- ・「黃土」は未詳。『三国志』・『晋書』にない。
- ・任乃強によると、これは『華陽国志』だけに見える。諸葛亮と李嚴が計略について話し合った。さらに漢中から兵を多く出して、魏の糧道を断つのが上計。自軍の補給を十全にして持ち堪えるのが中計。兵糧が不足し、祁山以南の黃土地区（徽成盆地を黃土盆地という）に撤退して待機し、祁山周辺を魏軍と窺いあうのが下策。漢中より祁山に軍糧を運ぶには、沮渠よりたち、水路で下弁に至る。これは虞詡が開いた輸送路である。『後漢書』卷五十八（列伝四十八）虞詡伝参照。

時宣王等糧亦盡、盛夏雨水。平恐漕運不給、書白亮宜振旅。

- ・「宣王等糧亦盡」は夾注であったが本文に格上げされ混入したものである。「漕運」をひっくり返して、「運漕」に作る本もある。
- ・「振旅」は、『春秋左氏伝』隱公五年の注に見え、旋師。撤退すること。

夏六月、亮承平指引退。張郃至**青封**交戦、為亮所殺。秋八月、亮還漢中。

- ・後主志：夏六月亮糧尽、過軍。郃追至青封、与亮交戦、被箭死。秋八月、都護李平廢徙梓潼郡。→六月と「青封」は後主志に基づく。八月も後主志にある。
- ・張郃伝：諸葛亮復出祁山。詔郃督諸将、西至略陽。亮還保祁山、郃追至**木門**、与亮軍交戦、飛矢中郃右膝、薨、諡曰壯侯。
- ・任乃強：張郃伝によると木門（谷の名、祁山の北）で敗れた。『水経注』による説明あり。青封は祁山の南。つまり「**木門の役**」で死んだと概括的に書いて死の詳細を書かないが、実際は祁山の南、青封まで諸葛亮を追いかけて行って死んだ。へえ！
- ・諸葛亮伝：九年、亮復出祁山。以木牛運、糧尽退軍。与魏将張郃交戦、射殺郃。→無用

平懼亮以運不辦見責、欲殺督運領岑述。驚問亮何故來還。又表後主言亮偽退。亮怒、表廢平為民、徙梓潼。奪平子豐兵、以為從事**中郎**、與長史**蔣琬**共知居府事。

- ・李嚴の最期は食い違いがある。華陽国志は「辦」に作る本もあるが「辨」とする本も。
- ・任乃強：李豐の待遇は、李嚴伝注引に対応する。参照して書いたのだろう。
- ・李嚴伝裴注：諸葛亮又与平子豐教曰「……君以**中郎**參軍居府、方之氣類、猶為上家。若都護思負一意、君与**公琰**推心從事者、否可復通、逝可復還也……」

時費禕為司馬也。

- ・費禕伝：北住漢中、請禕為參軍。以奉使称旨、頻煩至吳。建興八年轉為中護軍、後又為司馬。→建興八年に司馬に転じたとある。「司馬と為る」が正しい。「司馬為り」じゃダメ。

■建興十（二三二）年

十年春、丞相亮休士勸農。車騎將軍劉琰與軍師魏延不和、還成都。秋旱、亮練兵講武。

- ・後主伝：十年亮、休士勸農於黃沙。作流馬木牛畢。教兵講武。
- ・卷四十 劉琰伝：建興十年、与前軍師魏延不和、言語虚誕、亮責讓之。……於是、亮遣琰還成都、官位如故。琰失志慌惚。→ 秋より前に入っている理由は未詳
- ・佐藤：建興十年、「秋旱」であったことは、『三国志』後主伝・諸葛亮伝に見えない。

■ 建興十一（二三三）年

十一年、魏青龍元年也。丞相亮治斜谷關、運糧谷口。

- ・後主伝：十一年冬。亮使諸軍、運米、集於斜谷口、治斜谷邸閣。是歲、南夷劉青反、將軍馬忠破平之。

■ 建興十二（二三四）年

十二年春、丞相亮以流馬運、從斜谷道出武功、據五丈原、

- ・後主伝：十二年春二月。亮、由斜谷出、始以流馬運。
- ・諸葛亮が五丈原に出たことは、「歩騭に与える書」で「五丈原に軍し、武功の西十餘里」と。諸葛亮の上表に「虎歩監の孟琰」に武功水の東に抛らしめたと。武功水とは斜谷水のこと。

與司馬宣王對於渭南。亮每患糧不繼、使志不伸、乃分兵屯田、為久住之基。耕者雜於渭濱居民之間、百姓安堵、軍無私焉。

- ・諸葛亮伝、陳寿『上諸葛氏集表』、裴注『漢晋春秋』、『晋書』宣帝紀などに詳しい。

秋八月、亮疾病、卒於軍、時年五十四。還葬漢中定軍山。塚足容棺、斂以時服。諡曰忠武侯。

- ・諸葛亮伝：其年八月、亮疾病、卒于軍、時年五十四。……亮、遺命葬漢中定軍山、因山為墳、冢足容棺、斂以時服、不須器物。……贈君丞相武鄉侯印綬、諡君為忠武侯。
- ・諸葛亮の死没について『華陽国志』が新しい事実を拾っているところはない。

〔先是〕鎮西大將軍魏延與長史楊儀素不和、亮既恃延勇猛、又惜儀籌畫、不能偏有所廢、常恨恨之、為作《甘戚論》。二子不感。延常舉刃擬儀。儀涕淚交流。惟護軍費禕和解中間〔間〕、終亮之世、盡其器用。

- ・意味が通らないから「先是」を補う。
- ・楊儀伝：亮数出軍、儀常規画分部、籌度糧穀、不稽思慮、斯須便了。軍戎節度、取辦於儀。亮、深惜儀之才幹、憑魏延之驍勇。常恨二人之不平、不忍有所偏廢也。
- ・任乃強によると、魏延と楊儀の不仲は、楊儀伝・費禕伝・魏延伝に見える。「甘戚論」は正史に無く出典未詳である。文は失われ、意味も分からないが「甘」と「戚」は反対語なので、矛盾を表したものであろうか。

儀欲案亮成規、將喪引退、使延斷後、姜維次之。延怒、舉軍先歸(南鄭)。各相表反。留府長史蔣琬、侍中董允保儀疑延。延逆欲擊儀。儀遣平北將軍馬岱討滅延。

- ・「南鄭」二字を省くが、魏延伝は「率所領徑先南歸。所過燒絕閣道。延儀各相表叛逆」とあり、「南

帰」が歪んで取り入れられたものか。魏延の最期は、任乃強によると魏延伝と大体等しい。

延自以武幹、常求將數萬別行、依韓信故事。亮不許。以亮為怯。及儀將退、使費禕造延。延曰：「公雖亡、吾見在、當率眾擊賊。豈可以一人亡、廢國家大事乎。」使禕報。儀不可。故欲討儀。

- ・この六十八字は常璩の本注であり、伝写されて正文に格上げされてしまったか。六十八字であることは確認できた。

儀率諸軍還成都。大赦。以吳懿為**車騎將軍**、假節・督漢中事。

- ・後主伝：征西大將軍魏延与丞相長史楊儀、争權不和、挙兵相攻。延、敗走。斬延首、儀率諸軍、還成都。大赦。以左將軍吳壹、為**車騎將軍**、假節・督漢中。以丞相留府長史蔣琬、為尚書令、總統國事。 → 後主志のままなのでよし。

初、亮密表後主、以「儀性**狃狹**、若臣不幸、可以蔣琬代臣。」於是以琬為尚書令、總統國事。

- ・楊儀伝：而亮、平生密指、以儀性**狃狹**、意在蔣琬。琬、遂為尚書令、益州刺史。儀
- ・後主伝：以丞相留府長史蔣琬、為尚書令、總統國事。

以儀為**中軍師**、司馬費禕為**後軍師**、征西姜維為**右監軍**、**輔漢將軍**、鄧芝前軍師、領兗州刺史、張翼**前領軍**、並典軍政。

- ・各列伝から。任乃強はとくに注記していない。
- ・楊儀伝：儀至、拜為**中軍師**、無所統領、從容而已。
- ・費禕伝：亮卒、禕為**後軍師**。
- ・姜維伝：十二年亮卒。維、還成都、為**右監軍**、**輔漢將軍**、統諸軍、進封平襄侯。
- ・鄧芝伝：亮卒、遷前軍師前將軍、領兗州刺史、封陽武亭侯、頃之、為督江州。
- ・張翼伝：亮卒、拜**前領軍**、追論討劉胄功、賜爵關内侯。

廖立**在汶山**、聞亮卒、垂泣曰：「吾終為**左衽**矣！」李平亦發病死。初、立、平為亮所廢、「安奄沒齒」。常冀亮當自補復。策後人不能、故感憤焉。

- ・「安奄沒齒」は、李嚴が廃置されたときの詔の語にあったのだろう。終身にわたり民とし、再び起用することはないという意味。裴注は廖立を廢する詔を載せ、「不毛之地」で終わっているが、その先に「安奄沒齒」があり、裴松之が省いたのではなかろうか。「奄」は「淹」に通じ、「安奄」は、里行に安居し、民籍に淹没させること。沒齒は再び政務を問えないということ。
- ・卷四十 廖立伝：立、躬率妻子耕殖自守、聞諸葛亮卒、垂泣歎曰「吾終為左衽矣」
- ・卷四十 李嚴伝：十二年、平聞亮卒、發病死。平常冀亮當自補復。策後人不能、故以激憤也。
- ・李嚴伝注：習鑿齒曰、昔管仲奪伯氏駢邑三百、沒齒而無怨言、聖人以為難。諸葛亮之使廖立垂泣、李平致死、豈徒無怨言而已哉。

→ 沒齒は、常璩が頭のなかに史料を入れてそれを表現しただけでは？

■ 建興十三（二三五）年

十三年、拜尚書令蔣琬為大將軍、領益州刺史。以費禕為尚書令。

- ・蔣琬伝：亮卒、以琬為尚書令、俄而加、行都護、假節、領益州刺史、遷大將軍、録尚書事、封安陽亭侯。 → 蔣琬伝に基づき「俄に」の時間の幅を翌年（初め）に持つてくるのは、『資治通鑑』に引き継がれる。蔣琬伝のあいだに費禕伝の玉突き人事が書かれている。
- ・費禕伝：亮卒、禕為後軍師。頃之、代蔣琬為尚書令。

時新喪元帥、遠近危悚。琬超登大位、既無戚容、又無喜色、眾望漸服。

- ・蔣琬伝：時新喪元帥、遠近危悚。琬、出類拔萃、処羣僚之右、既無戚容、又無喜色、**神守**舉止有如平日。**由是**、衆望漸服。延熙元年、詔琬曰「寇難未弭、曹叡驕凶。遼東三郡苦其暴虐、遂相糾結、与之離隔。叡、大興衆役、還相攻伐。曩秦之亡、勝広首難。今有此變、斯乃天時。君其治嚴、総帥諸軍、屯住漢中。須吳舉動、東西犄角、以乘其釁」又命琬開府。明年就加為大司馬。
- ・蔣琬伝は「**神守**舉止有如平日」と「**由是**」が多いね。

侍郎董允兼**虎賁**中郎將、統宿衛兵。〔甚盡**匡救**之理。琬以刺史讓禕及允、皆**固辭**不受〕。

- ・楊儀伝に基づき、十九字の脱文を補うという。
- ・董允伝：亮尋請禕、為參軍。允遷為侍中、領**虎賁**中郎將、統宿衛親兵。攸之、性素和順、備員而已。獻納之任、允皆專之矣。允、処事為防制、甚尽**匡救**之理。後主常欲、采採以充後宮。……尚書令蔣琬、領益州刺史、上疏以讓費禕及允。又表「允、内侍歷年、翼贊王室、宜賜爵土以褒勲勞」允**固辭**不受。

軍師楊儀、自以年宦在琬前、雖同為參軍、長史、已常征伐勤苦、更處琬下、(書)怨望。〔書〕謂費禕曰、「公亡際、吾當舉眾降魏、處世寧當落度如此耶？」禕表其言。廢徙**漢嘉**。儀又上書激切、遂行儀重辟。

- ・「同」を「俱」に作る本もある。「已常征伐勤苦」は楊儀伝「每從行、當其勞劇」を置き換えたもの。「書」は位置が誤っていると思われるため移動する。「公亡際」は楊儀伝では「往者丞相亡歿之際」となっている。吾「當」は、楊儀伝では吾「若」。楊儀の台詞の後ろに「令人悔不可追」もしくは「令人追悔不可及」が続く本がある。「禕表」は楊儀伝では「禕密表」とあり、脱落している。→ 総じて楊儀伝の劣化コピーなので気にせずともよし。
- ・後主伝：十三年春正月。中軍師楊儀、廢。徙漢嘉郡。夏四月、進蔣琬位為大將軍。
→ 時期が確定するが、蔣琬が大將軍になったのは夏なのか？蔣琬の大將軍昇進を四月とするなら後主伝を活かし、年始におくならば後主伝を無視し華陽国志に従っていると言える。

吳以亮之卒也、增**巴丘**守萬人。蜀亦益**白帝**軍。右中郎宗預使吳、吳主曰：「東之與西、共為一家、何以益**白帝**守？」預對曰：「東增巴丘之戍、蜀益白帝之兵、俱事勢宜然、不足以相問也。」

- ・宗預伝を出典とし、少し言葉が違う。
- ・宗預伝：及亮卒、吳慮、魏或承衰取蜀、增**巴丘**守兵万人。一欲以為救援、二欲以事分割也。蜀聞之、亦益**永安**之守以防非常。預將命使吳、孫權問預曰「東之與西、譬猶一家。而聞、西更增**白帝**之守。何也。」……→宗預伝では「永安の守りを増やす」とあるが、華陽国志は「白帝の軍を増やす」とし、後ろの孫權の問いかけと文字を完全一致させている。

■ 建興十四 (二三六) 年

十四年夏四月、後主西巡、至湔山登阪、觀汶川之流。武都氏**王苻健**請降、將軍**張尉**迎之、過期不〔至〕。大將軍**琬**憂之。牙門將巴西張嶷曰：「健求**附款**至、必無返滯。聞健弟狡、不能同功、各將乖離、是以稽耳。」健弟果叛就魏。健率**四百家**隨尉、居**廣都**縣。

- ・後主伝：十四年夏四月。後主、至湔、登觀阪、看汶水之流、旬日還成都。徙武都氏**王苻健**及氏民四百餘戶、於**廣都**。→ 華陽国志の「至湔山登」はテキストの異同あり。
- ・華陽国志の「王苻」は、後主伝・張嶷伝では「苻」に作る。
- ・卷四十三 張嶷伝：十四年、武都氏**王苻健**、請降。遣將軍**張尉**、往迎、過期不到、大將軍**蔣琬**深

以為念。疑、平之、曰「苻健求**附款**至、必無他變。素聞、健弟狡黠、又夷狄不能同功。將有乖離。是以稽留耳」數日、問至、健弟果將**四百戶**就魏。獨健來從。

- ・華陽国志の「必無返滯」を張疑伝は「必無他變」に作る。

■建興十五（二三七）年

十五年、魏景初元年也。夏六月、皇后張氏薨、諡曰敬哀。

- ・後主伝：十五年夏六月、皇后張氏薨。

是歲、車騎將軍吳懿卒。以後典軍、安漢將軍（王平）領漢中太守〔王平〕**代**懿督漢中事。懿從弟班、漢大將軍何進官屬吳匡之子也、名常亞懿、官至**驃騎**將軍、持節、鄉侯。

- ・王平伝：十五年、進封安漢侯、**代**壹督漢中。延熙元年大將軍蔣琬、住沔陽。平、更為前護軍、署琬府事。六年琬還住涪、拜平前監軍、鎮北大將軍、統漢中。
- ・季漢輔臣贊：十五年卒。失其行事、故不為傳。壹族弟班、字元雄、大將軍何進官屬吳匡之子也。以豪俠稱、官位常與壹相亞。先主時、為領軍。後主世、稍遷至**驃騎**將軍、假節、封縣竹侯。
- ・任乃強によると、吳班は、華陽国志では鄉侯で、季漢輔臣贊では縣竹侯なので、縣竹鄉侯とすべき。陳寿の誤りを常璩が正している例である。

時南郡輔匡（光）〔元〕弼、零陵劉邕南和、官亦至鎮南將軍。潁川袁淋・南郡高翔至大將軍、淋征西將軍。

- ・季漢輔臣贊：鎮南粗強、監軍尚篤、並豫戎任、任自封裔。贊輔元弼、劉南和輔**元弼**名匡、襄陽人也。隨先主入蜀。益州既定、為巴郡太守。建興中、徙鎮南、為右將軍、封中鄉侯。劉南和名邕、義陽人也。隨先主入蜀。益州既定、為江陽太守。建興中、稍遷至監軍後將軍、賜爵關內侯、卒。子式嗣。少子武、有文、與樊建齊名、官亦至尚書。
- 輔匡は季漢輔臣贊では襄陽のひとだが、華陽国志では南郡。劉邕は季漢輔臣贊では義陽のひとだが、華陽国志では零陵のひと。華陽国志は劉邕を鎮南將軍とするが、季漢輔臣贊に見えない。本貫も官職が違うため、任乃強は華陽国志のほうが成立が遅いので、別根拠から訂正したという。
- ・袁淋もしくは袁淋、高翔は陳寿蜀志に見えない。
- ・高翔は、袁紹の子袁尚の武將として見えるが、呂翔の誤りかも知れない。高翔は、魏延・吳班と名を等しくする宿將か。袁淋は、劉備の時代に袁氏の旧將が合流したものか。